

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 2 月 1 0 日

令和7年松戸市農業委員会12月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年12月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	3番	横山定勝
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
15番	相田敏克		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

2番 杉浦勇司

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	岡野衛
主査	加瀬直紀		

1. 事務局出席職員

事務局長	橋本貢一	係長	横田智之
主任主事	井堀寛生	主事	加藤翔龍

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年12月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号13番、鈴木榮一委員、議席番号14番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見徴収についてを議題といたします。

本件につきましては、一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 農政課の松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。総会への議案につきましてご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、一部新規及び一部農地銀行からの移行案件1件、農地銀行からの移行案件1件の計2件でございます。

それでは、議案第1号をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番、申請地につきましては、参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は、一部新規及び一部農地銀行からの移行案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は3,170平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、枝豆を主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は515平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、大根等を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号について内容の説明がございました。

本案件は、あらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第1審査班座長 議席番号10番、川上博久です。

議案第1号について、さきの審査会で審議しました。審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議長 長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

◎議案第2号

議長 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号10番、川上博久です。

去る12月3日水曜日、議案第1号から3号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、鈴木榮一農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の4名により、現地調査の上詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号及び3号については、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審査審議結果については、先ほどご報告したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計1,461平方メートル、現況は畑で、適正に管理されているこ

とを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業を永続的に行うため。

譲渡人の申請理由は、後継者が安心して農業を行うためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員4人で360日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、農用車2台、スピードスプレイヤー2台、トラクター2台、草刈り機2台、テラー1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ミカンの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、加藤委員。

加藤委員 議席番号6番、加藤万里子です。

現地にはミカンの木がまだ数本植わっているような状態ですが、審査会当日、今後どのようにしていくかを確認したところ、梨やブドウ、柿等を栽培している農家だということで、今後もこの申請地にそのような果物を増やしていくつもりであるということでした。そのために必要な農機具もそろっているということです。

以上のことから、特に問題のない案件だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま加藤委員より、意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番をご説明します。

議案書2ページ、議案参考資料については3ページから4ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計494平方メートル、現況は田で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、本家、分家の間柄であり、隣接地が所有地で、耕作しやすいため。

譲渡人の申請理由は、会社勤めで農業縮小のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員1人で320日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、稲の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では議案第2号の2番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木榮一です。

対象地は、本家から申請者の母親が相続により取得したものであり、現在、座長から説明

したように、稲作で全てを管理してくれているということでございます。そのため、本家に贈与でお返しをしたいということでございました。

また、申請者は会社勤めで、今後も自分で耕作は不可能ということから、市の相談室等にも相談したところ、贈与が一番適切であることから、売買ではなく贈与を選択したということでございます。

先ほど申したとおり、西側の田んぼについて本家が所有しているということでございました。

以上で問題ないということで賛同したいものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま鈴木委員より、意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての3番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての3番をご説明します。

議案書2ページ、議案参考資料については5ページから6ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の5ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計1,087平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営拡大のため。

譲渡人の申請理由は、農業経営縮小のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員 3 人で750日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、トラクター 3 台、動噴 1 台、貨物自動車 1 台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのこと。

以上、審査会では議案第 2 号の 3 番について慎重審議の上、農地法第 3 条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのこと。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、湯浅清委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清です。

審査当日、私も出席させていただきました。申請地には農業用倉庫が建っております。こちらについては、この先どうされますかという質問をさせていただきましたところ、譲受人がこの申請地に接した横の家ということで、敷地もちょっと狭いので、この倉庫に農業機械、農業資材をちょっと置きたいという返答が来ました。

その他は、座長から話のありましたとおり、ネギの栽培をするとのこと。私は農業の規模拡大ということで賛成したいと思ひます。お諮りお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 ただいま湯浅清委員より、意見がありました。

ほかにご意見ございませぬか。

はい、杉浦昌平委員。

杉浦（昌）委員 議席番号 1 番、杉浦昌平です。

かつては農地を売買するに当たって、調整区域では下限面積があつて、たしか調整区域で 5 反、市街化区域では 1 反が必要だというような規定があつたかと思ひますが、これはもう現在はなくなつて、廃止されているというふうな話も聞いたような気がするんですが、確認してもよろしいですか。

今日の方たちの案件は、もう規模が大変大きいですが、規模が小さいような案件が出てき

た場合に、一応確認をさせてもらおうと思いました。事務局、そういうことでよろしいですか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 事務局から回答いたします。

杉浦昌平委員のご認識のとおり、法改正により現在は下限面積は廃止しておりますので、そのようなご認識でお願いいたします。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から3番を議題といたします。

1番から3番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から3番をご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については7ページから20ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の7ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は松戸市金ケ作を中心に造園工事業、土木工事業、石工事業、舗装工事業、解体工事業を行っておりますが、1社からフットサル場及び駐車場、もう一社からは車両置場として造成してほしいと要望があったためです。

残土部分については、申請者の資材置場及び駐車場とします。

土地選定理由は、既存施設から近いからです。

議案参考資料の9ページを御覧ください。

全体の計画図となり、施設の概要については、3つございます。

10ページから11ページをご覧ください。

施設の概要については、貸フットサル場及び貸駐車場用地です。

上水道については、敷地内の井戸水を使用します。

下水道については、合併浄化槽を設置し、前面側溝へ放流します。

雨水、排水について、フットサル場及び駐車場部分は透水性アスファルト舗装により対応します。

被害防除については、コンクリートブロックを設置します。

続きまして、議案参考資料の12ページをご覧ください。

施設の概要については、貸車両置場用地です。

排水については、雨水のみで砕石敷により自然浸透です。

被害防除については、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。

続きまして、議案参考資料の13ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び駐車場用地です。

排水については、雨水のみで砕石敷により自然浸透です。

被害防除については、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。

費用については、自己資金及び借入金で賄うことから、残高証明書及び通帳の写しを確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、工事が始まっていることを確認しました。このことについて質問したところ、登記簿地目が山林であり、2年前までは梨園として利用していた経緯があり、伐採や整地を行えば山林に戻るものと思い、農地法の手続が不要であると認識していたとのことでした。

この行為に対して、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに、同じ事態を繰り返さないことを誓約することとしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用又は事業の用に供する施設が連坦している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番から3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木榮一です。

今、座長が説明したとおり、農地の事業着手がなされたことにつきまして付け加えますと、先代の方が現在特別養護老人ホームに入居しておりまして、申請者の父親なんですけれども、以前は約40年前に植樹した梨畑だったということがございます。2年前に病気により農業の継続が困難になったことから、梨木を伐根したということでした。

座長が説明したとおり、許可を得ずやったことから始末書を出されたということで、我々委員も賛成したということでございます。

以上でございます。

議 長 ただいま鈴木委員より、意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番から3番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての4番を議題いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての4番をご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については、21ページから25ページになります。

申請地の位置については、21ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、申請者は東京都葛飾区を中心に建築資材販売業を行っております。生コンクリート、コンクリートブロック各種、砕石、セメント、砂、コンクリート二次製品の販売をしておりますが、既存施設が狭く、ストック量が不足していることから、申請地を取得し、資材置場及び駐車場用地とするためです。

土地選定理由は、千葉県内に長年取引をしている取引先が多く、利便性がよいためです。

議案参考資料の23ページをご覧ください。

施設の概要について、資材置場及び駐車場用地です。

排水については、雨水のみで砕石敷により自然浸透です。

被害防除については、コンクリートブロック及びフラットパネルを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、盛土規制法が該当し、令和7年11月25日付で申請をしております。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用又は事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、湯浅清委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清です。

審査当日、現地調査をしましたが、相続した土地ということで、3人の共有で大分荒れて

いました。農業ができる畑に戻せる状態ではなく、周りも資材置場、駐車場になっておりますので、この先荒れっぱなしよりは整理したほうが良いという考えで、私は賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま湯浅清委員より、意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。
審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第3号の4番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。
事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から13ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、10月分として相続による所有権移転により7件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、7ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、10月分として田1件、509平方メートル、畑10件、3,839平方メートル、合計11件、4,348平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページから10ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田4件、2,174平方メートル、畑21件、9,547平方メートル、合計25件、1万1,721平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛に送付しました。

次に、12ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は1件交付しました。

次に、13ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

傍聴人の退席をよろしくお願いいたします。

(傍聴人退室)

閉会 午後 3時38分